

平成 25 年 10 月 16 日 提出

松阪市議会議長 中 島 清 晴 様

提出者 松阪市議会議員 久 松 倫 生

松阪市議会議員 今 井 一 久

松阪市議会議員 松 田 千 代

「議案第 119 号 松阪市市民まちづくり基本条例の制定について」に対する
修正動議の提出について

上記の修正案を別紙のとおり地方自治法第 115 条の 3 及び松阪市議会会議規則第 17 条の規定により提出します。

「議案第 119 号 松阪市市民まちづくり基本条例の制定について」に対する
修正案

議案第 119 号 松阪市市民まちづくり基本条例の制定について次のように修正する。
前文中「また市は」を「また市及び市議会は」に、「市民と市」を「市民、市及び市議会」に改める。

第 1 条中「市の責務及び市民の権利と役割」を「市及び市議会の責務、市民の権利並びにそれぞれの役割」に、「市民と市」を「市民、市及び市議会」に改める。

第 3 条及び第 4 条中「市民と市」を「市民、市及び市議会」に改める。